

## 姫路市教育委員会会議録（令和4年6月）

○ 日 時 令和4年6月21日（火）午後1時30分から

○ 場 所 教育委員会会議室

○ 開 会（午後1時30分）

日程第1 会議録署名委員の指名等

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第10号 令和4年度姫路市一般会計補正予算（第3回 教育委員会所管分）に係る臨時代理の承認について

議案第11号 契約の締結に係る臨時代理の承認について

議案第12号 令和5年度使用 姫路市立学校用教科用図書採択方針について

議案第13号 姫路市学校給食運営審議会委員の委嘱又は任命について

議案第14号 姫路市立学校結核対策委員会委員の委嘱（一部委員変更）に係る臨時代理の承認について

議案第15号 姫路市立総合教育センター運営協議会委員の委嘱又は任命について

議案第16号 姫路市教育支援委員会委員の委嘱又は任命について

議案第17号 姫路市社会教育委員の委嘱について

日程第4 次回委員会開催日時等

日程第5 その他

○ 出席者（委員）西田教育長、森下委員、松本委員、山下委員、角谷委員

（事務局）峯野教育次長、平田教育総務部長、竹田教育企画室長、平山学校教育部長、砂山生涯学習部長、中上総務課長、岩崎学校施設課長、森学校指導課長、内海健教育課長、春名健康教育課主幹、西川教育研修課長、藤戸育成支援課長、柳田生涯学習課長

（書記）島田総務課係長、多田総務課主任

○ 議事の内容

教育長

- ただいまから定例の教育委員会会議を開催いたします。
- 本日の出席者数は、定足数に達していますので、会議は成立いたしております。
- それでは、これより日程に入ります。
- 日程第1、本日の会議録署名委員の指名等を行います。  
会議録署名委員は、姫路市教育委員会会議規則第13条第2項の規定により森下委員を指名します。
- 次に、事前にお配りしております前回の会議録について、御意見はございませんか。

(事務局)

- 森下委員より事前に修正の御意見をいただいております。

教育長

- 修正後の内容で了承したいと思います。
- 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。  
本定例会の会期は、本日限りとしたいと思います。  
これに御異議ございませんか。

(委員)

[異議なしの声あり]

教育長

- 異議なしと認めます。よって提案のとおりといたします。

教育長

- それでは、日程第3 議事に入りたいと思いますが、議事に先立ち、議案の公開又は非公開の決定について、お諮りしたいと思います。  
議案第13号から議案第17号までは、会議規則第15条第1号に規定する、教育委員会に属する職員の任免その他の身分取扱に関する事件に該当するため、非公開にすることが適当であると考えますが、賛成の方は挙手願います。

(委員)

[ 挙 手 ]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第13号から議案第17号までは、非公開と決定します。  
なお、会議の進行上、公開案件から審議いたします。

教育長

- それでは、  
議案第10号 令和4年度姫路市一般会計補正予算（第3回 教育委員会所管分）に係る臨時代理の承認について  
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (健康教育課主幹 議案第 10 号について説明)

令和 4 年度姫路市一般会計補正予算(第 3 回 教育委員会所管分)に関する意見の申出について、姫路市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則第 3 条の規定に基づき教育長が臨時に代理したので、別紙のとおり報告し承認を求めます。

「第 1 表 歳入歳出予算補正」でございますが、歳入予算につきましては、55 款 国庫支出金を 1,080 万円、歳出予算につきましては、55 款 教育費を 1,360 万円をそれぞれ増額計上するものでございます。

内訳でございますが、55 款 15 項 55 目、教育費国庫補助金につきましては、学校給食で使用する地元産の農水産物購入に係る経費の財源として、国の補助金を活用するもので、1,080 万円を増額いたします。

55 款 10 項 23 目、保健体育費の学校給食関係経費につきましては、学校給食地元産食材提供事業として、給食物資の購入経費 1,360 万円を予算計上するものでございます。

補足資料により、詳細について御説明いたします。「学校給食地元産食材提供事業について」でございますが、概要につきましては、コロナ禍において原油価格や物価高騰による影響を受ける事業者の負担軽減に資する支援事業として、地元産の農水産物を学校給食の食材として提供することで、売り上げが減少した漁業者及び農業者を支援するとともに、学校給食においても地産地消と食育の推進を図るものでございます。対象農水産物でございますが、水産物につきましては、スズキやマダイなど、農産物は、玉ねぎでございます。実施時期につきましては、2 学期以降の学校給食で実施予定で、10 月 11 月の食育の日には、全校一斉に姫路産の玉ねぎを取り入れた献立を提供するほか、スズキやマダイの水産物についても年度末までに地元産の食材として献立に取り入れる予定でございます。事業費につきましては 1,360 万円でございます。学校給食では、地元産の食材を優先して使用する地産地消の取組を推進しているところでございます。この取組みの一環として、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、産業局と連携して「学校給食地元産食材提供事業」により、学校給食の献立に地元産食材を取り入れることで、その消費を拡大し、事業者の経営安定を図るとともに、児童生徒にそのおいしさや魅力を伝えてまいりたいと考えております。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

この事業は地元の生産事業者の支援と地産地消の 2 つの目的があると思います。この支援期間は、今年度末で終わるのですか、それとも継続するのですか。

(答)

今年度の補正予算でありますので、今年度末で終了予定です。

(問)

この補正予算については、今年度で終わるかと思いますが、事業としては、今年度で終わる事業なのかそれとも継続される事業なのか、どちらで想定した事業です

か。

(答) この食材提供の事業につきましては、昨年度、一昨年度につきましては、産業局の予算で事業提供を受けておりました。今年度につきましては、給食費が公会計になり、健康教育課の予算として計上するものでございます。国庫補助金を活用することになりますので、来年度の予算的には、基本的に給食は保護者から頂いた給食費で食材費を賄いますので、こういった支援があると有り難いですが、継続的な事業になるかは、予算との関係がございましたので申し上げることができません。

(問) 前年度は産業局から出されたとする、ほぼ同額が産業局の予算から削減されているのですか。それとも、単純に増えているのですか。

(答) 産業局が減っているかどうかにつきましては、補正予算としては教育委員会に付いておりますので、産業局としては、付いていない形になります。

(問) この事業は、現物給付の扱いで配当していくのですか、それとも給食の自作事業者の購入費用負担の形で配当していくのですか。

(答) 予算執行につきましては、産業局にて行います。玉ねぎと水産物を全小中学校に提供する事業ですので、配送を含め調達できる業者は限られており、玉ねぎの場合は青果組合と1者随意契約を行うと産業局より聞いております。

(問) こういった事業を行う際、会計上、市教育委員会が購入し現物給付するのか、業者が購入したものに対し補助する流れのどちらになりますか。

(答) 市と業者との契約で直接購入を行います。

(問) 市が購入するのですか。

(答) その通りです。

(問) 実質的には、自作事業者への補助支援となっていないですか。市といくらで自作するとの契約がある中で、これだけの現物を給付することになりますので、本来の年度契約と給食予算に対して実質的に補助を行っている扱いにはなりませんか。

(答) 給食を調理するのは、市になり、各調理場、センターで行います。業者は食材を調達するだけになります。食材を各学校、センターに契約業者が納入する契約になり、当該業者は調理を行いません。

(問) 姫路の目標に地場産の物を使うことがあったかと思います。今年度に関してはこ

の金額の中で行われると思いますが、流れは継承していく形で私は理解していますがそれでよろしいですか。

(答) 学校給食の食材につきましては、姫路産、兵庫県産を優先して調達をしておりますので、そこについては変わっていません。

(問) 先程言われたように、補助金は変わるが方針は継いでいく理解でよろしいですか。

(答) 繰り返しになりますが、給食の食材は保護者の給食費で賄われるのが基本になりますので、今回はプラスの形で補正予算がありました。保護者以外の市の予算を1,360万円付けていただいた形になります。

(問) 物価高騰で食材の値段が高くなり、自治体によっては、給食費を上げているところがあり苦慮されていますが、姫路市は大丈夫ですか。

(答) 今のところは、姫路市の給食におきましては、保護者の方から頂いている給食費の中で、食材の調達を行えており問題ありません。

教育長 ○ 他に意見はございませんか。それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。

議案第10号 令和4年度姫路市一般会計補正予算（第3回 教育委員会所管分）に係る臨時代理の承認について  
報告のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(委員) [ 挙 手 ]

教育長 ○ 全員賛成と認め、議案第10号は、報告のとおり承認しました。

教育長 ○ 次に、  
議案第11号 契約の締結に係る臨時代理の承認について  
事務局からこの件について説明してください。

(事務局) ○ （学校施設課長 議案第11号について説明）  
「姫路市立城乾小学校屋内運動場大規模改修等工事」ほか、3件の工事請負契約に関する意見の申出について、姫路市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則第3条の規定に基づき、教育長が臨時に代理したので報告し、承認を求めるものでございます。

議案第60号は、「姫路市立城乾小学校屋内運動場大規模改修等工事」で、契約工期は令和5年2月3日限り、契約金額は2億1,780万円、契約の相手方は株式

会社永岡組、契約方法は一般競争入札でございます。工事の概要は、屋内運動場 944 m<sup>2</sup>につきまして、大規模改修工事により、老朽化した施設のリニューアルを実施し、合わせて校舎便所 120 m<sup>2</sup>の洋式化及びドライ化改修工事を実施いたします。

議案第 61 号は、「姫路市立手柄小学校給食室改築工事」で、契約工期は令和 5 年 3 月 17 日限り、契約金額は 3 億 1,966 万円、契約の相手方は株式会社北村工務店、契約方法は一般競争入札でございます。工事の概要は、老朽化した既設給食室を取壊し、新たに給食施設 402 m<sup>2</sup>を建設いたします。ドライ化を実施し、空調を設置することで、食品衛生面での安全性の向上を図るものでございます。

議案第 62 号は、「姫路市立増位中学校校舎長寿命化改修等工事」で、契約工期は令和 5 年 2 月 17 日限り、契約金額は 5 億 2,800 万円、契約の相手方は株式会社永岡組、契約方法は一般競争入札でございます。工事の概要は、普通教室棟 3,379 m<sup>2</sup>につきまして、長寿命化計画に基づく改修工事を行い、予防保全による長寿命化を図ります。合わせて、管理特別教室棟にエレベーターを設置いたします。

議案第 63 号は、「姫路市立網干中学校屋内運動場大規模改修等（建築）工事」で、契約工期は令和 5 年 2 月 3 日限り、契約金額は 1 億 6,478 万円、契約の相手方は株式会社永岡組、契約方法は一般競争入札でございます。工事の概要は、屋内運動場 1,093 m<sup>2</sup>につきまして、大規模改修工事により、老朽化した施設のリニューアルを実施いたします。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

建築コストがかなり上がってきていると思いますが、例えば給食室の改築でここ 3 年ぐらいでどの程度上昇したか教えてください。トイレについては、それほど上昇していないと思いますが、給食室においては、延床当たりで解体等を含むかなりの額が上がっているかと思います。

(答)

学校により給食室の大きさ等が多少異なります。例えば一昨年整備しました荒川小学校の給食室は、鉄筋コンクリート造になります。昨年、整備しました広畑小学校の給食室は鉄骨造になります。既存の解体や工法によってかなり値段が違ってまいります。今回の手柄小学校につきましては、給食室の整備だけではなく、周囲の造成等にも非常に費用を要しておりますので、例年の給食室に比べますとかなり費用を要しております。進入路の関係で外構工事も行っております。私共の感覚では、ここ数年で鉄骨工事につきましては、1.5 倍から 2 倍程度、コンクリートの値段は 2 倍以上に上昇しております。建築資材につきましてもそうですし、人件費につきましても非常に上がっております。そのため、工費はここ数年で、1 割から 2 割以上上昇しているものと考えております。給食室間同士で比較するのは、規模、構造や現場の基礎の地盤改良にもより大きく変わってきますので、そのまま比較するのは難しいかと思います。

(問) 今後様々な工事が小中学校で行われる中で、建築コストやペース配分等を考えていく必要があるかと思いますが、かなりの額になるかと思いますが大丈夫ですか。

(答) 予算要求の段階では、物価の上昇ベースを見込んで予算要求を行っております。ここ最近の状況では、それが大体枠の中に入った形で予算を獲得できていると考えております。工事の方については、無理をせずに十分執行できていると考えております。

(問) 校舎長寿命化改修等工事ですが、主にどういったことをして長寿命化になりますか。

(答) 校舎の長寿命化改修工事は、今までは校舎の大規模改修工事というメニューで行ってまいりました。校舎の大規模改修工事は、令和4年度でメニューが終わりますので、それ以降は校舎の改修は長寿命化改修工事に対応していくことになります。長寿命化改修工事は姫路市で計画しております、学校施設等の長寿命化改修工事で行うこととしておまして、その内容はこれまで行っておりました大規模改修工事が、外装、壁、外壁、防水、内装の改修を中心に行っていたものですが、これに対して長寿命化改修工事は、外壁、防水、内装のみではなくライフラインである水道管や電線等の電力のケーブル等の改修も行います。併せて屋根の部分の断熱性の向上や建具を更新し断熱性の高いガラスに更新することで、より教室等のエネルギー環境が省エネに効果があり、より良い教育環境を確保出来るような改修を目指してやっております。

(問) なかなか物資が手に入らないのが現状かと思いますが、例えば工期が長くなる心配はありませんか。

(答) 工期が決まりまして、今までは割とゆっくりとした段階で調達を行ってまいりましたが、今は工期が決まると同時に工事に使う資材の調達に努めておりますので、今のところ工事で物が無いといったことはありません。また、一時電気照明の器具が不足している時期がありましたが、現状は安定してます。

(意見) 伸びると開始日がずれ込んでくるため、その間の段取り等や現場の先生に負担が掛かるかと思いますが、その辺りのことも検討しながらして頂ければと思います。

教育長 ○ 他に意見はございませんか。それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。

議案第11号 契約の締結に係る臨時代理の承認について  
報告のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(委員)

[ 挙 手 ]

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第 11 号は、報告のとおり承認しました。

教育長

○ 次に、  
議案第 12 号 令和 5 年度使用 姫路市立学校用教科用図書採択方針について  
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (学校指導課長 議案第 12 号について説明)  
教科用図書(以下教科書。と言います。)の採択権限は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、教育委員会にございます。また、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」、兵庫県の「令和 5 年度使用教科用図書の採択に関する基本方針」により、教科書の採択は毎年行うこととなっております。以上により、「令和 5 年度使用 姫路市立学校用教科用図書の採択方針」の決定についてお諮りいたします。

教科書の採択方針として、5 項目あげております。

1 項目めは「採択に関する基本方針」です。姫路市立小・中・義務教育学校、特別支援学校及び高等学校において使用する教科書の採択に関する基本的な考え方を、12 点示しております。

なお、小学校及び中学校の検定済教科書については、採択に関する基本方針にありますように、令和 5 年度に使用する教科書は、前年度と同一のものを採択するよう政令により定められているため、採択替えは行いません。

2 項目めは「採択の権限」です。教科書の採択は姫路市教育委員会が行うことを明記しております。

3 項目めは「採択の方法」です。義務教育諸学校において使用する一般図書、高等学校及び特別支援学校高等部において使用する教科書の採択方法について示しております。

なお、一般図書とは、特別支援学校及び特別支援学級等の児童・生徒が、検定済教科書や著作権本を使用せず、各自の障害の状況に応じて使用する絵本等のことをいいます。

4 項目めは「採択の公正確保」です。文部科学省の「教科書採択における公正確保の徹底等について」の通知に則り、教科書採択に当たって、いかなる疑惑の目も向けられることのないよう、公正性・透明性の確保を徹底するために、「過剰な宣伝行為等への対処」「検定申請本の取扱い」「教科書発行者との関係」について示しております。

5 項目めは、「開かれた採択の実施」です。採択に関する情報を公開するなど、開かれた採択に努めることを示しています。

現行の採択方針からの変更点といたしましては、先ほど述べた「1 採択に関する基本方針」(7)と、「3 採択の方法」(1)についての記述を変更しております。



最後に、今後の流れを説明いたします。本日の「令和5年度使用 姫路市立学校用教科用図書採択方針」決定して頂いた後この採択方針は、各学校に送付いたします。それを受け、小学校、中学校及び義務教育学校並びに特別支援学校は、「学校教育法附則9条による一般図書選定に関する申請書」を提出します。また、高等学校は「教科書選定に関する申請書」を提出します。7月21日の定例教育委員会において、学校からの申請を審議し、令和5年度に使用する教科書の採択をしていただくことになります。

なお、採択結果、採択理由は採択期間終了後の9月1日以降にホームページに掲載する予定でございます。それ以外の調査員名等の情報は、公文書公開等により公開する予定でございます。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

今年度の採択替は、高等学校と特別支援学校の高等部になりますか。

(答)

高等学校と特別支援学校の高等部になります。

教育長

○ 他に意見はございませんか。それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。

議案第12号 令和5年度使用 姫路市立学校用教科用図書採択方針について  
原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(委員)

[ 挙 手 ]

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第12号は、原案のとおり可決しました。

教育長

○ それでは、非公開案件の審議に入ります。

・・・[非公開案件の審議]・・・

教育長

○ 次に、日程第4 次回委員会開催日時等を議題といたします。  
事務局より説明してください。

(事務局)

○ 次回の定例教育委員会を、7月21日木曜日の午後2時00分に開催していただきたいと思っております。

教育長

○ 事務局からの提案どおり、次回の委員会については、7月21日木曜日の午後2時00分に開催することに御異議ございませんか。

(委 員)

[異議なしの声あり]

教育長 ○ 異議なしと認めます。よって、次回の委員会の開催については、7月21日木曜日の午後2時00分に開催することといたします。

教育長 ○ 以上で本日の案件は全て終了しました。  
○ それでは、日程第5 その他に入りたいと思います。  
○ 事務局から、何か報告、連絡事項はありませんか。

(事務局) [ 特になし ]

教育長 ○ 以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の委員会を閉会いたします。

○ 散 会 (午後2時27分)